時事新報

第千三百九十九號

明治十九年十月六日 水曜日
舊丙戌九月九日（己亥）

日出午前五時五十分 日入午後五時三十六分
月出午後一時四十八分 月入午前
滿潮午前十一時二十七分 午後

（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	九錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢 五厘

時事新報

朝鮮人は小計略は日本國の患なり

看客は九月二十八日時事新報の雜報欄内に朝鮮の奇獄と題したるものを一讀せられたることなるらん我が明治十七年十二月京城の變亂は實に朝鮮國の一大事なりしこと相違なしと雖ども變亂既に定まれば政府の方向も亦隨て改まり西にも東にも其向ふ所を定む可きは政治上の要用にして又自然の勢なるに朝鮮政府に於ては曾て其事なく金玉均朴泳孝等を開進黨の賊魁として之を惡むこと甚だしと雖ども其人を惡むと共に開進の主義を嫌ふにもあらず外國の交際は常に穩にして文明の事物をバ自國に導き入れんと欲するもの、如し開進黨は支那に逆ふたりとて之を咎ると同時に爾來支那人が朝鮮を愚弄すれば亦その愚弄を甘んずるにも非ざるが如し結局無主義の政府にして見るに足るものなしと雖も殊に朝鮮の爲にも又これに關係ある日本の爲にも最も憂ふ可きは金玉均の亂の後、彼の政府に小人の出入をること甚だしこの一事なり獨立の實業を以て身を立ることを知らざる書生輩が官途に熱心して樣々の小計略を逞ふすれ東洋諸國何處も同じ風俗にして我日本國も此惡風を免かれずと雖ども朝鮮に於ては最も甚だしく苟も國に事變あれば其事變が國のために利害を與ふるか又害惡を爲すか利害は兎も角も第二の考に附して唯書生輩が一身を思ひ其事に乘じて其變を利して立身出世の途を求るの熱心は特に朝鮮國の士風に固有するもの、如し例へば金玉均の亂後に六羹なる者出身して一時大に權を得るが如くなれども此六羹とて何も定まりたる主義あるにあらず亂の前には金玉均と説を異にせし者もあり又或は同説なる者もありしと雖ども其説の異同などは唯一時のことにして何は扨置き事變あるを幸ひ臨機の都合次第右にも左にも説を作りて君邊に近づきたるのみ、都合次第に近づく者は都合次第に退けらる、も亦自然の數にして六羹は執權久しからずして罷みしかども其後の有樣も亦大同小異、誰れ一人として其實に國事を擔任する者あると聞かず此際に甚だ危險なる者は彼の小人輩にして其運動種々樣々なる中にも金玉均と王妃の平生より悦ばざる所なしく變亂の謀主たりしとあれば小人輩は目を以て見れば此奇貨空ふす可らず乃ち説を作て或は金玉均は日本に居て日本政府の保護を受ると云ひ或は自由黨と謀を通じたりと云ひ或は入數の軍艦千挺の小銃既に用意したりと云ひ虚言百出勉めて金氏の勢力を大造に云ひ做して王妃を始め諸大臣を威嚇し扨其上にて小人輩は何の爲する所あるやと尋ぬれば斯る恐ろしき玉均なるが故に小臣國家のために之を捕縛せん、之を暗殺せんなど、て王室諸大臣に近づくを得れば先づ已が立身の登龍門にして貴白の蔓にも取付きたるものなり奇貨の利異に奇なりと云ふ可し此奇策を發明したる者は去年春の頃張般奎を第一等として第二は則ち暗殺使池運永なり此輩が日本に往來するは其本心に於て必ずしも事を成す可しと信ずるにもあらざれども唯其成ると成らざるとの間に出沒して一時を都合好く攻成し詐に詐を重ねて扨いよいよ窮するに至れば罪を他人に嫁して自から免かるゝの謀を爲すのみ即ち張般奎の同謀者たりし朱秉陵が張に背いて之を讒したれども張も亦大に辨ずる所ありて却て朱を陷れんとするが如きは小人の計略の既に窮したるものにして兩人の言ふ所孰れか直にして孰きか曲なるは我輩の知る所にあらず又知りても益なきことなれども兩人共に最初その政府に向ひて根もなき虚言を獻じたるや明なり此獻言を以て一時は首尾好く八方を瞞着しされども近日漸く其馬脚の現はる、に至りて乃ち小人の内輪同士に罪の歸する所と爭ふ者なり

小人の爭は小人の事にして我輩の意に介するに足らずと雖ども朝鮮の政府が斯る小人の言と聞いて其政略を左右し我日本に對する交際上にまで影響を及ぼすとは迷惑なる次第にあらずや金玉均が日本に在るは朝鮮政府の悦ばざる所なりと云ふと雖ども其實朝鮮政府なるもの、精神は何れの邊に在るや之を知る可らず今日までの事跡に就て視れば内に一定の主義なく唯小人輩の言ふがまに〳〵運動する政府にして小人の言に日本政府は金玉均を保護せりと云へば之を聞いて恐れ或は日本政府は金玉均を惡んで之を罪したりと云へば亦さみれを信じて新に問題を起し時に隨て其感覺を變じて日本を視るが故に日本政府は依然たる日本政府にても朝鮮人の眼に映ずる所は樣々に變化して常なきものに似たり先方の不明は兎も角も此方に取りては誠に迷惑なる次第なれば斯る政府に滿足を與へて交際を全ふせんとするには我日本國の眞面目を明にして情實と實を以て朝鮮政府をして自から小人の言と容るゝの念を斷たしむるの外ある可らず近來我政府は朝鮮の交際に於て大に冷氣を催したるが如くにして其國都に公使さへ置かざるなどの次第なれば彼の政府にても我國の實情を知るに苦しみ時として甚だしき誤解を生じて交際を妨ることと少なからず遺憾なりと云ふ可し朝鮮國小弱なりと云ふも此小國の交際より由て生ず可き國事は決して小ならず今日の豫防の策を講ずるの第一着は急に京城に全權公使を駐在せしめ同時に通商貿易の道を獎勵し又或は學術の傳習、宗教の宣布、工事の受負等樣々の手段に由り双方相觸るゝの點と繁多にして公使共に次第に相近づき其交際は冷なるものを温むること肝要なる可しと信ず兩國の交際その温度を回復するときは金玉均の如き之を日本帝國の地に置くも置かざるも國交際の一細事にして双方共に喜憂するに足らざることならん若しも然らずして日韓の交際その冷淡なるまゝ今日の如くならんには僅に一個の金玉均にても朝鮮に於て常に小人輩の奇貨と爲る限りは日本のためには亦常に面倒の種子と爲りて際限ある可らず路傍の風説には今度渡來したる彼の使節李源競氏なども金玉均の拘留と聞れ態と日本行を思立さるものなりとも云ふ其信否は知らざれども今のまゝの有樣にて金玉均が日本に在らん限りは朝鮮國中に其談は止むことなかる可し之を口に云耳にする者の增加するに從て第二の張般奎と生じ第三の池運永も現はれ朝鮮政府は常に欺かきて日本國は其煩に堪へざることならん策の得たるものに非ずと信ずるなり

官報

○勅令

朕海軍檢閲條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治十九年十月二日

内閣總理大臣伯爵伊藤博文
海軍大臣伯爵大山巖

勅令第六十三號

海軍檢閲條例

第一章 總則

第一條 凡ソ鎭守府艦隊其他海軍ノ各部ニ於テ服務ノ勤惰軍紀ノ張弛學術ノ精粗會計及ヒ衛生ノ可否ヲ檢シ條例規則實踐ノ度ヲ察シ出師準備ノ整否ヲ監シ總テ全國海軍ノ情形ヲシテ壅塞凝滯ノ患ナカラシメンカ爲メ閲視檢覈ノコトヲ爲ス之ヲ檢閲ト云フ○第二條 檢閲ヲ分テ三トス即チ左ノ如シ 其一、特命檢閲 其二、定期檢閲 其三、臨時檢閲○第三條 特命檢閲ハ將官勅ニ依リ檢閲使ト爲リ一鎭守府若クハ數鎭守府若クハ艦隊若クハ他ノ海軍各部ヲ閲視檢覈ス○第四條 定期檢閲ハ鎭守府司令長官艦隊司令長官司令官毎年定期ニ於テ部下艦船及各部ヲ閲視檢覈ス○第五條 臨時檢閲ハ少將機技總監軍醫總監主計總監若クハ上長官海軍大臣ノ命ニ依リ檢查官トナリ臨時主管ノ事ヲ檢查ス○第六條 凡ソ檢閲ニ關スル事務ノ細則ハ海軍大臣之ヲ定ム

第二章 特命檢閲

第七條 特命檢閲ノ要目左ノ如シ 一、軍紀風紀 二、艦船ノ戰鬪航海準備及艦内部署法 三、士卒ノ教育及訓練法 四、艦船兵器ノ造修及其材料 五、出師準備 六、軍港要港ノ防禦法 七、各官廨處務ノ實況○第八條 檢閲使ノ屬員トシテ大佐一人少佐一人尉官二人少主計一人筆記二人ヲ附シテ檢閲ノ事務ニ服セシメ又各部ノ准將校一人若クハ二人ヲ屬セシムルコトアルヘシ○第九條 檢閲使ハ豫メ巡回ノ路程ヲ定メ艦船ヲ招集スルノ港灣ヲ指定シ到着ノ時日ヲ鎭守府司令長官艦隊司令長官司令官ニ報知シ諸事ヲ整頓シ檢閲ニ供スルノ準備ヲ爲サシム○第十條 檢閲使鎭守府ヲ置ク府縣ノ治所ニ至レハ其地ノ知事控訴院長檢事長始審裁判所長及檢事（上席ノ者）ノ存問ヲ受クルモノトス○第十一條 檢閲使鎭守府ニ到着シ其地ニ鎭臺若クハ營所アルトキハ其司令官ト互ニ相訪問スルモノトス但官等ノ卑キ方ヨリ先ツ訪問スルヲ例トス○第十二條 檢閲使鎭守府若クハ艦隊ノ泊地着發ノ時並滯在中儀仗兵及歩哨ヲ備フ○第十三條 檢閲使ハ閲視ノ事ニ付意見ヲ筆記シ其部ノ長官ニ告示スヘシ○第十四條 檢閲使使務ヲ終レハ其實況ヲ上奏復命スルモノトス

第三章 定期檢閲

第十五條 定期檢閲ノ要目左ノ如シ 一、軍紀風紀 二、艦船ノ戰鬪航海ノ準備及艦内部署法 三、士卒ノ教育及訓練法 四、出師準備 五、艦船兵器ノ造修及其材料 六、軍港要港ノ防禦法 七、營廨倉庫 八、會計經理 九、醫務衛生○第十六條 鎭守府若クハ艦隊ノ艦船事故アリテ便宜ノ港ニ招集スル能ハサルトキハ鎭守府司令長官ハ軍港司令官若クハ其部下先任艦長ヲシテ艦隊司令長官司令官ハ司令次官若クハ其部下先任艦長ヲ派遣シ定期中ニ於テ檢閲セシムルコトヲ得○第十七條 鎭守府司令長官艦隊司令長官司令官ハ檢閲中ニ於テ條例規則實踐ノ如何ヲ察シ若シ之ニ違フモノハカニ改正ヲ加ヘ其權外ニ係ルモノハ狀況ヲ具シ意見ヲ附シ海軍大臣ニ上申スヘシ○第十八條 鎭守府司令長官艦隊司令長官司令官檢閲ヲ終レハ其閲視セシ事項ハ細大トナク海軍大臣ニ報告スヘシ

第四章 臨時檢閲

第十九條 臨時檢閲ハ分テ六種トス卽チ左ノ如シ 一、尉官以下教育檢閲 二、兵器檢閲 三、需品檢閲 四、機技檢閲 五、醫務檢閲 六、會計檢閲○第二十條 尉

官以下教育 練習艦及實 一條 兵器 藥及其屬品 當庫及材料 助セシム 將若クハ上 用物品ノ造 海部經備 校チ完 技檢閲ハ 艦船造修 技部士官 務檢閲ハ 生ノ方法 法チ關視 クハ主計 被服糧食 品並主計 六條 檢 軍大臣ニ 朕海軍高 セシム 御 明 勅令第六 第一條 之ニ次ク 官或ハ士 部軍醫部 二條 凡 掲クル資 スルコト 將校 少尉 大尉 少佐 大佐 少將 海上勤務 中將ノ大 就キ特 ムルコト リ四等 ニ就キ進 ニ進ム 任シ奏 各半數 ルコト 致セ 在テハ各 ルコト 云ヒ一 少尉ヨリ テス 大 少將ヨリ 法ハ間 停年補 例チ用 條ノ例